

# 立正大学科目等履修生規程

第1条 学則第101条にいう科目等履修生の取扱いはこの規程による。

第2条 科目等履修生となることのできる者は学則第33条の各号の規定に該当する者とする。

第3条 学部の授業科目の受講を希望する者に対して、学部学生の教育研究に支障が生じない限り、選考のうえ科目等履修生として受講を許可する。

2 受講許可の判定は当該教授会で行う。

第4条 科目等履修生が受講できる単位数は原則として年間40単位以内とする。

第5条 科目等履修生の出願期日は所定の期日とし、受講期間は履修が許可された授業科目の開講期間とする。

第6条 科目等履修生の出願事務取扱いは教学部学事課とする。

第7条 受講の出願には次の各号の書類を添えて所定の期日までに出願しなければならない。なお、外国人にあっては別紙取扱要項による。

(1) 科目等履修生出願書（所定用紙）

(2) 住民票

(3) 最終学校の卒業証明または在学証明書

(4) 健康診断書

(5) 写真1枚

第8条 受講を許可された者は第1期、第2期における所定の期日までに別に定める受講料を納入し、手続きを完了しなければならない。

2 正当な理由がなく期限までに手続きをしない者は許可を取り消すことがある。

第9条 一度納入した受講料は事情の如何にかかわらず返還しない。ただし、学部受講生が0人となつた科目については休講となるため、当該科目受講料を返還する。

第10条 科目等履修生に科目等履修生証を交付する。

第11条 受講した授業科目について、所定の試験を受け合格した者には単位を与える。

第12条 科目等履修生として単位を取得した者および受講を許可された者には、申請により成績（単位）証明書を発行するほか、所定の証明書を発行することができる。

第13条 科目等履修生が入学または編入学した場合、当該学生が科目等履修生として取得した単位は30単位を上限とし、当該学部の教授会が定める範囲内において卒業単位数に認定することができる。ただし、科目等履修生として在籍した期間は正規の在学年数に換算することはできない。

第14条 立正大学大学院に在籍する学生が、教員免許状または資格取得を目的として、立正大学学則第21条、および立正大学学則別表第1のIV、同別表第1のV、同別表第1のVI、同別表第1のX、同別表第1のXⅡに定める科目の受講を希望する場合は、指導教員の許可を得て、科目等履修生として受講の申請を行うものとする。ただし、受講料は免除する。

第15条 立正大学と高等学校または教育委員会等との間の協定に基づく履修者については、科目等履修生として受講を認めるものとする。ただし、受講料については各協定による。

第16条 その他科目等履修生に対しては本大学学則の定めるところによる。

第17条 この規程の改廃は全学協議会の議を経て学長がこれを決定する。

2 前項に規定するもののほか、この規程の改廃の最終決定は、立正大学学園規約類の制定に関する規程第6条の規定による。

## 附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

平成10年1月12日改正、平成10年4月1日施行

平成10年5月18日改正、平成10年9月19日施行

平成23年2月23日改正、平成23年4月1日施行

平成25年2月27日改正、平成25年4月1日施行

平成28年3月25日改正、平成27年10月1日施行

令和5年3月27日改正、令和5年4月1日施行

令和5年7月26日改正、令和6年4月1日施行

令和6年3月18日改正、令和6年4月1日施行

令和6年7月31日改正、令和6年9月1日施行

# 立正大学大学院科目等履修生規程

第1条 大学院学則第55条にいう科目等履修生の取扱いはこの規程による。

第2条 科目等履修生となることのできる者は大学院学則第46条の各号の規定に該当する者とする。

第3条 大学院の授業科目の受講を希望する者に対して、大学院生の教育研究に支障が生じない限り、選考のうえ科目等履修生として受講を許可する。

2 受講許可の判定は当該研究科委員会で行う。

第4条 科目等履修生が受講できる単位数は別表第1に定める。

第5条 科目等履修生の出願期日は所定の期日とし、受講期間は履修が許可された授業科目の開講期間とする。

第6条 科目等履修生の出願事務取扱いは教学部学事課とする。

第7条 受講の出願には次の各号の書類を添えて所定の期日までに出願しなければならない。なお、外国人にあっては別紙取扱要項による。

- (1) 科目等履修生出願書（所定用紙）
- (2) 住民票
- (3) 最終学校の卒業証明または修了証明
- (4) 健康診断書
- (5) 写真1枚

第8条 受講を許可された者は第1期、第2期における所定の期日までに別に定める受講料を納入し、手続きを完了しなければならない。

2 正当な理由がなく期限までに手続きをしない者は許可を取り消すことがある。

第9条 一度納入した受講料は事情の如何にかかわらず返還しない。ただし、大学院受講生が0人となつた科目については原則として休講となるため、当該科目受講料を返還する。

第10条 科目等履修生に科目等履修生証を交付する。

第11条 受講した授業科目について、所定の成績評価方法により合格した者には単位を与える。

第12条 科目等履修生として単位を取得した者および受講を許可された者には、申請により成績（単位）証明書を発行するほか、所定の証明書を発行することができる。

第13条 科目等履修生が入学した場合、当該学生が科目等履修生として取得した単位は別表第2に定めた単位数を上限とし、当該研究科委員会が認めた範囲内において修了単位数に認定することができる。ただし、科目等履修生として在籍した期間は正規の在学年数に換算することはできない。

第14条 その他科目等履修生に対しては本大学大学院学則の定めるところによる。

第15条 この規程の改廃は、研究科長会議が発議し、大学院運営委員会の議を経て行うものとする。

2 前項に規定するもののほか、この規程の改廃の最終決定は、立正大学学園規約類の制定に関する規程第6条の規定による。

## 附 則

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

平成8年2月13日改正、平成8年4月1日施行

平成23年3月25日改正、平成23年4月1日施行

平成23年11月30日改正、平成24年4月1日施行

平成24年10月31日改正、平成25年4月1日施行

平成24年12月19日改正、平成25年4月1日施行

平成25年10月30日改正、平成26年4月1日施行

令和元年5月29日改正、令和元年5月29日施行

令和5年7月26日改正、令和6年4月1日施行

令和6年3月18日改正、令和6年4月1日施行

別表第1

研究科	専攻	修士課程	博士後期課程
文学研究科	仏教学専攻	8	4
	英米文学専攻	8	4
	社会学専攻	8	4
	史学専攻	8	4
	国文学専攻	8	4
	哲学専攻	8	4
経済学研究科	経済学専攻	10	8
法学研究科	法学専攻	8	
経営学研究科	経営学専攻	10	
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	10	
	教育福祉学専攻	10	
地球環境科学研究科	環境システム学専攻	10	
	地理空間システム学専攻	10	
心理学研究科	臨床心理学専攻		
	応用心理学専攻	8	
	対人・社会心理学専攻	8	
	心理学専攻		4

別表第2

研究科	専攻	修士課程	博士後期課程
文学研究科	仏教学専攻	8	4
	英米文学専攻	8	4
	社会学専攻	8	4
	史学専攻	8	4
	国文学専攻	8	4
	哲学専攻	8	4
経済学研究科	経済学専攻	10	8
法学研究科	法学専攻	10	
経営学研究科	経営学専攻	10	
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	6	
	教育福祉学専攻	6	
地球環境科学研究科	環境システム学専攻	10	
	地理空間システム学専攻	10	
心理学研究科	臨床心理学専攻		
	応用心理学専攻	8	
	対人・社会心理学専攻	8	
	心理学専攻		4